

■壁紙施工後の保証制度 壁研・施工団体協共同で研究 壁装の高級化の動き始まる 質の良い壁紙・良質な施工・適正価格化 壁協の「壁紙の未来を考える」に呼応

質の良い壁紙を良質な施工・適正な価格で納める業態を構築し、やり甲斐のある業界づくりを目指す運動が進んでいる。現況は廉価壁紙が大半で支障も多く、材・工の価格は経営不能な水準に下落している。これをもとから改善したいとするもので、壁装研究会が壁装施工団体協議会にも呼び掛け、共同して「壁紙施工保証制度」を実現させようとする事業を開始した。今年の7月から取組み、この10月末には、保証に耐える品質としてメーカーが開発・試作した壁紙の施工実験も実施されようとしている。

壁研は平成22年頃から「壁紙施工の保証制度」を検討していた。同じ頃、日本壁装協会でも「壁紙の未来を考える会」が設置され、様々な論議が交わされていた。これに参加していた壁研理事達は、「壁紙の未来」には保証制度の実現も貢献できるはずとの認識を強め実現を急ぐことにしたという。

また、これは全業界の事業なので、壁装施工団体協議会との密接な共同作業が欠かせないと、同会にも呼び掛け、計画作りから一緒になっての取組みが行われている。

壁紙品質を調査

事業は、壁紙施工保証制度に適切な品質の壁紙についての調査・研究から始められた。

壁研は、全会員に次のような項目を挙げ、こういう品質の「商品の有無」、「開発・供給の意志の有無」、「供給に関する条件の有無」等を聞くアンケート調査を行った。

- ・ JIS 規格適合品、F☆☆☆☆適合品、防火認定準不燃材料。
- ・ 裏打ち紙 75～80 g / ・ 以上、又は、不織布等。
- ・ 樹脂配合が適切で表面強度が保たれ、傷、割れ等の支障の心配が少ないもの。(表面の引っ掻き強度は SV 規格 4 級程度との補足も付けられていた。)

開発・供給は可能

これに対し会員からは、品質条件に適合するものとして 16 点収録のビニル壁紙見本帳。又、8 点収録のビニル壁紙見本帳が提示された。その他は適合品は市販されていないことが分った。

ただし、品質がほぼ適合するものと思われる商品として、小サンプルが 135 点提供されており、価格、供給条件等が改善されれば、市販の可能性をもったものがあることも確認されたという。

又、製造、ブランドメーカー等からは、価格、販売量等がネックだが、供給する意志はある。現在製造企業に試作品を依頼中である、などの前向きな回答が寄せられたと言う。

制度と品質の

小委員会設置

10 月末試験張り

これらの結果から、同会は9月の拡大理事会で、事業を更に進展させるため、壁紙施工保証制度設計小委員会(委員長鈴木榮一氏・協議会理事佐藤岩夫氏も委員就任)と施工保証の壁紙品質策定小委員会(委員長前田光弘氏)の2委員会を設置し、それぞれ具体案を取りまとめることとした。

2つの小委員会は9月中に意見を取りまとめた。それを元に10月開催の拡大理事会では、

次のような報告と審議が行われた。

- ・保証制度は「商品と技術とを合せて保証する制度が大切」。
- ・保証内容では「保証対象となる支障・クレームの内容」として、傷・凹凸・不陸・剥がれ・変色・ジョイント部の支障等約 8 項目が挙げられた。
- ・その支障等で保証の対象外「免責」となるものは、自然災害・故意の破壊・建築の動きによるもの・室内環境等が原因の場合などが挙げられた。
- ・対象の工事では、最終需要家からの受注に限るか、全般に広げるかが検討課題とされた。
- ・保証の期間についても検討課題とされている。
- ・品質策定では、「良い壁紙とは何か」を追求する。デザイン・裏打紙・表面の強さ（ただし、SV 4 級の試験方法の適否は更に検討する。）・経年変化・はがしやすさ・施工性等。
- ・試験張りの実施。既に会員メーカー数社より要請規格に適合する試作品数点が提出されているので、その施工性等を試験張りして確かめる。試験張りは 10 月 30 日にサンゲツ東京店で行う。この結果をみて、試作品が希望通りの品質であった場合は、その品質規格・確認する試験方法等を、実物を参照しながら定める予定である。

注意)本書を無断で転載することを禁じます。